

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 別紙のとおり
法人番号： 別紙のとおり
住 所： 別紙のとおり
- 指名停止措置期間： 別紙のとおり
- 指名停止措置の範囲： 別紙のとおり
- 事実概要：

公正取引委員会は、令和5年9月28日、別紙に記載する4社を含む14社について、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、違反行為者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象者として公表した。

- 指名停止措置理由：

測量業務又は物品・役務の有資格登録業者である当該4社の上記案件に係る行為は、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号)及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～4 略	略
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
6～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)

別 紙

指 名 停 止 業 者			指名停止の期間
番号	商号又は名称	住 所	
1	構営技術コンサルタント株式会社 法人番号5490001000838	高知県高知市本宮町105-23	自 令和5年10月26日 至 令和5年12月25日 (2ヵ月)
2	株式会社高建総合コンサルタント 法人番号2490001005261	高知県四万十市駅前町2-3	自 令和5年10月26日 至 令和5年12月25日 (2ヵ月)
3	株式会社相愛 法人番号7490001000869	高知県高知市重倉266-2	自 令和5年10月26日 至 令和5年11月25日 (1ヵ月)
4	株式会社第一コンサルタンツ 法人番号6490001000911	高知県高知市介良甲828-1	自 令和5年10月26日 至 令和5年12月25日 (2ヵ月)